

日本理学療法士協会倫理規定

(前文)

今日、分化、高度化する医療にあつて、リハビリテーションの一翼を担う理学療法士への期待に対し、答えることの責任は極めて大きい。理学療法士は、この重責を十分に認識し、これに答えるために、理学療法を業とする個人として、あるいはその団体（協会）として、社会や市民に対し不断の努力と善意をもって寄与するよう傾注することが望まれる。

ここに我々は、決意を新たに、この目標を達成するため次の原則を掲げる。

1. 理学療法士は患者の国籍、人種民族、宗教、文化、思想信条、門地、社会的地位、性別などのいかなにより医療行為の差別をしない。
2. 理学療法士はその業の目的と限界と責任の認識のうえにたち医療に携わるものであり、医師の処方のもとに患者の治療と指導に当る。
3. 理学療法士は患者の医療、福祉に寄与するために、常に高水準の専門的知識と技術の習得、維持に努め、これを実践に生かす。
4. 理学療法士は、他の医療従業者と誠実に協力し、その責任を果し医療チーム全員に対する患者の信頼を維持する。
5. 理学療法士は、患者の人間性を尊重し、業務上知り得た患者の資料及び情報については、法令に違反することなく特別な事情のない限り、秘密を守り、関係者以外の者に漏らさない。
6. 理学療法士は、企業の営利目的に関与しない。
7. 理学療法士は、医療行為に対する正当な報酬以外の要求をしり収受しない。
8. 理学療法士の活動は、病院・施設内にのみ留まらず、広く公衆衛生、保健、地域活動の向上にも関与し、社会の理学療法への要求に答えるよう努力する。
9. 理学療法士は、後進の育成に関心を示し、教育水準の向上を図るよう努力する。
10. 理学療法士は、ここに述べた規定に反する行為が患者に不利益をもたらすことをわきまえ、それらの行為については正式機関に報告し、適切な処置がとられるようにする。